

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)
(当日が土曜日は、その翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
- 土地改良区の役員の就任
- 土地改良事業計画の適否の決定
- ” ” ”
- ” ” ”
- ” ” ”
- 土地の用途廃止
- ” ” ”
- ” ” ”
- ◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 地勞委告示 地方労働委員会あつせん員候補者の委嘱等
- ◇ 公 告 収用又は使用の裁決手続の開始

規 則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第八十二号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

別表中

八 漁場改良造成施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金又は漁業協同組合等が共同利用に供する船舶の改造、建造若しくは取得に必要な資金

を

八 漁場改良造成施設若しくは水産物の処理加工に伴つて発生する公害の防止のために必要な施設の改良、造成若しくは取得に必要な資金又は漁業協同組合等が共同利用に供する船舶の改造、建造若しくは取得に必要な資金

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第八百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
田中醫院	鳥取市湖山町五八二	昭和四十六年十月二十二日
渡辺内科醫院	米子市上福原字北浜温泉一、八三九の六	二十三日
大谷醫院	八頭郡家町宮谷一本木二二一の五	十六日
安田齒科醫院	米子市朝日町五	"
岡本齒科醫院	東伯郡東伯町浦安殿見土居	十五日
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"

鳥取県告示第八百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

大山北部土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事	青木隆介	西伯郡大山町国信九六六番地
"	森田 潔	"
"	中嶋 薫明	"
"	堀 利起夫	"
"	提島 明	"
"	林原成美	"
"	林原隆英	"
"	車 和 則	"
"	中上唯雄	"
"	林原四郎	"
"	山根克一郎	"
理事	山根 秀 範	"
"	山根 健 寿	"
"	福留 叢	"
"	入江正雄	"
"	奥田一憲	"
		西伯郡大山町国信九六六番地
		三四三
		九五〇
		三六四
		三八五
		末吉二六
		五八八
		末長四七ノ一
		五四
		末吉四七一
		稲光一六
		六
		上野一八三
		一九六
		福尾五五三
		長田三三〇
		二九七

福留 伊佐夫 福尾五五五ノ一
 監事 辻田 裕 昭 国信三一五
 勝部 益 夫 末吉五六〇
 朝妻 宗 治 上野二〇〇

昭和四十六年十月四日総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年

十月五日就任 任期四年

大山北部土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 青木 隆 介 西伯郡大山町国信九六六
 森田 潔 三四三
 中嶋 薫 明 九五〇
 堀 澄 三六四
 提島 明 三八五
 理事 林原 四郎 末吉四七一
 林原 成美 二六
 林原 隆英 五八八
 車 和 則 末長四七ノ一
 中上 唯 雄 五四
 山根 克 一郎 稻光一六
 山根 秀 範 六
 山根 健 寿 上野一八三
 福留 叢 一九六
 福尾五五三

北条川土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

監事 辻田 裕 昭 国信三一五
 勝部 益 夫 末吉五六〇
 金田 篤 治 上野二一二
 昭和四十六年十月四日総会で総選挙が行なわれたので、土地改良法第十
 八条第十二項の規定により昭和四十六年十月四日退任

理事 稲本 忠 雄 東伯郡北条町大字田井四〇四四〇六

三谷 忠 政 大字弓原三六八
 遠藤 清 春 大字松神八二九ノ一
 田中 喜八郎 大字曲五五三
 磯江 茂 大字北尾四六〇
 岸田 喜代治 大字土下一九六
 中本 建 治 大字松神八一五
 田村 昇 大字米里二九九
 石賀 十七一 大字下神七三六ノ一
 浜本 二 朗 大字弓原六一七
 山口 長 利 大字島六五七ノ五
 谷本 正 和 大字曲三一六

理事 昭和四十六年八月四日通常総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十六年九月十日就任任期三年
 監事 昭和四十六年八月四日通常総代会において総選挙の結果当選し、
 昭和四十六年八月十一日就任 任期三年

川土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 田熊 善之助 東伯郡北条町大字米里二九七

上田 哲男 大字下神七三六

稲本 忠雄 大字田井四〇四四〇六

遠藤 清春 大字松神八二九ノ一

三谷 忠政 大字弓原三六八

岩本 富好 六二三

岩垣 春政 大字島六一

田中 喜八郎 大字曲五五三

岸田 喜代治 大字土下一九六

磯江 茂 大字北尾四六〇

理事 昭和四十六年九月九日任期満了により退任

監事 昭和四十六年四月六日任期満了により退任

庄内土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 古村 睦正 西伯郡名和町大字押平一五六

谷野 裕 一六一

中原 淳夫 四三三

中原 啓三郎 四一三

田中 三郎 大字大塚二一六

遠葉 幸光 二一一

桑本 知則 大字高田五〇七

齊藤 福重 六一四

谷永 治夫 一四四

大森 幸夫 大字畑四二〇

野坂 賢三 一三二

吉野 澄雄 大字古御堂三七六

小泉 幸次郎 大字押平二八四一ノ一

権田 幸雄 九六

西山 寛邦 四

監事 桑本 重盛 大字高田四九一

古村 清孝 大字押平一四五

昭和四十五年五月十日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十五年五月十九日就任 任期三年

庄内土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 古村 睦正 西伯郡名和町大字押平一五六

谷 寛治 一六七

中原 勉 四二四

中原 菊造 五六〇ノ二

美柑 政吉 大字大塚八七

石堂 英夫 八六

桑本 知則 大字高田五〇七

濟藤 福重 六一四

谷永 治夫 一四四

大森 幸夫 〃 〃 大字茶畑四二〇

野坂 賢三 〃 〃 一三二

吉野 澄雄 〃 〃 古御堂三七六

野口 陸雄 〃 〃 押平六九八

権田 幸夫 〃 〃 九六

西山 寛邦 〃 〃 四

桑本 重盛 〃 〃 高田四九一

谷野 常太郎 〃 〃 押平一六一

昭和四十五年五月十八日任期満了により退任

鳥取県告示第八百九十四号

昭和四十六年十月十二日付で関金町長から申請のあつた土地改良(大阪の上地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十五号

昭和四十六年十月十二日付で関金町長から申請のあつた土地改良(本村上地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十六号

昭和四十六年十月十八日付で東郷町長から申請のあつた土地改良(宮内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において

て準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十七号

昭和四十六年十月十二日付で羽合町長から申請のあつた土地改良（長瀬地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

羽合町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百九十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
東伯郡東郷町大字松崎字上町五九二ノ四番地先		二八三・六五	水路敷

鳥取県告示第八百九十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市桂見字先帆城灘八七〇ノ一番地先から同市桂見字先帆城灘八七二番地先まで		五三・五六	水路敷

鳥取県告示第九百号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
八頭郡智頭町大字智頭字道ノ下一、六四八ノ一〇番地先から同町大字智頭字道ノ下一、六四八ノ一〇番地先まで		一一・二四	水路敷

鳥取県告示第九百一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年十月三十日から用途廃止した。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面 (平方メートル)	用途
米子市東福原字赤岩二三三ノ三番地先から同市東福原字赤岩二三三ノ八番地先まで		四五・二四	道路敷

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十九号

昭和四十六年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一日時 昭和四十六年十一月十三日 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

- 三 議題 不在者投票管理者をおくことのできる老人ホームの指定について

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第四号

鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者を昭和四十六年十月二十八日委嘱し、及び解任したので、労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年十一月五日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

一 委嘱

氏名	森田英治 昭二、ハ、六
生年月日	
住 所	八頭郡用瀬町 鷹狩五三二
職 業	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 中国電力労働組合鳥取地方協議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員
電話番号	地方同盟 (鳥取) 二二一三二 自宅 (用瀬) 二〇九二
経験及び履歴	中国電力労働組合鳥取営業所支部副委員長

00509

二 解任

黒田 仙一

公 告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和46年11月5日

鳥取県収用委員会会長 若木 礼

1 起業者の名称

鳥取県知事

2 事業の種類

一般河川千代川水系天神川百谷治水ダム建設工事及びこれに伴う市道

付替工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日

昭和46年10月23日

4 裁決手続の開始の決定に係る収用し、又は使用しようとする土地の表示等

土地の表示				土地所有者		土地に関して権利を有する関係人							
所在地番地目	土地登記簿上の面積 m^2	実地測積 m^2	用途の別	住所	氏名	住所	氏名	権利の種類	受付年月日及び番号				
										用途	住所	氏名	権利の種類
鳥取市百谷字大山平	476-1	山林	2.492	5.121	286	鳥取市末広温泉町121番地	三和砕石有限公司	鳥取市末広温泉町121番地	三和砕石有限公司	鳥取市西品治833番地1	丸山石油株式会社	根抵当権	昭和46年7月23日受付 第13.920号
鳥取市百谷字大山平	476-2	山林	185	166	38	鳥取市末広温泉町121番地	三和砕石有限公司	鳥取市末広温泉町121番地	三和砕石有限公司	鳥取市西品治833番地1	丸山石油株式会社	根抵当権	昭和46年7月23日受付 第13.920号
					407	鳥取市尚徳町116番地	鳥取市	使用貸借権	—				

01900

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により収用又は使用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

昭和46年11月5日

鳥取県収用委員会会長 若木 礼

1 起業者の名称
鳥取県知事

2 事業の種類

一級河川千代川水系天神川百谷治水ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した年月日
昭和46年10月23日

4 裁決手続の開始の決定に係る収用し、又は使用しようとする権利の表示等

所在地	地番	地目	土地の表示		登記簿上の土地所有者	住所	氏名	裁決手続の開始を決定した土地の面積		収用又は使用の別	権利者の表示		権利の種類	登記受付年月日及び番号
			土地登記簿上の地積㎡	実測地積㎡				面積㎡	面積㎡		住所	氏名		
鳥取市百谷字下モ山	348	山林	23.904	17.634	伊藤 収	鳥取市百谷52番地	伊藤 収	6.856	2.925	収用	鳥取市末広温泉町121番地	安藤 寿行	賃借権	昭和45年4月28日受付第8,282号
鳥取市百谷字下モ山	349	山林	12.902	16.090	伊藤 収	鳥取市百谷52番地	伊藤 収	2.925	2.925	収用	鳥取市末広温泉町121番地	安藤 寿行	賃借権	昭和45年4月28日受付第8,282号
鳥取市百谷字大山平	475	原野	9.619	15.112	稲葉 村	—	稲葉 村	1.047	1.047	収用	鳥取市末広温泉町121番地	安藤 寿行	賃借権	—
鳥取市百谷字園地田	186	田	1.080	1.204	伊藤光重	鳥取市百谷84番地	伊藤光重	214	559	収用	鳥取市末広温泉町121番地	安藤 寿行	賃借権	—